

京都市告示第135号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 3年 5月20日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 国道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
162号	北区中川中山35番地内	旧	メートル 83.20	メートル 10.16 ~ 19.97
		新	83.20	12.58 ~ 24.68
	北区中川川登27番地地先から 同町30番地地先まで	旧	77.60	8.06 ~ 13.65
		新	77.60	8.06 ~ 25.09
	北区中川川登49番地の2地先から 同町50番地地先まで	旧	92.30	11.18 ~ 17.45
		新	92.30	13.70 ~ 28.39

- 2 道路の種類 府 道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
-----	-----	-------------	-----	-------

京都京北線	北区上賀茂十三石山154番地内	旧	メートル 26.90	メートル 7.92 ~ 14.19
		新	26.90	8.66 ~ 31.98

(建設局土木管理部道路明示課)